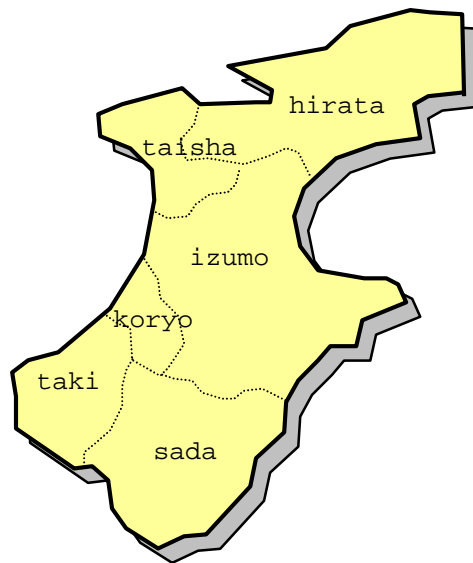


# 第 9 回 出雲地区合併協議会

## 会議資料



日 時：平成 16 年 7 月 26 日（月）午後 1 時 30 分

場 所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室



### 出雲地区合併協議会委員等名簿

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出雲市	にしおまさひろ 西尾理弘	みかみたつお 三上辰男	てらだまさひろ 寺田昌弘	にしだいくろう 西田郁郎	ふくだやすとも 福田康伴	ますはらひさこ 増原久子
平田市	ながおかひでと 長岡秀人	つねまつよしゆき 常松吉幸	ひのよしゆき 日野恵行	はらだせいぞう 原田清造	くまがみわこ 熊谷美和子	いいつかとしゆき 飯塚俊之
佐田町	あらかし 荒木 孝	わたなべ まさる 渡部 勝	ふかいてつお 深井徹郎	いいつか つとむ 飯塚 勉	わたなべよしはる 渡部良治	みしまたきこ 三島多喜子
多伎町	いとう ゆたか 伊藤 裕	なぎらかずとし 柳樂和利	さかね まちる 坂根 守	いしとび ただし 石飛 正	いしとび え み こ 石飛工ミ子	いしとび たけし 石飛 赳
湖陵町	くわはらとしゆき 桑原壽之	たちばなよしなり 立花祺也	おむらひろゆき 小村宏行	なぎらかずお 柳樂和夫	みはらしんじ 三原伸治	いまおかしゆんこ 今岡純子
大社町	たなかかずひこ 田中和彦	さぬきよしたか 佐貫吉孝	こぶくやすまさ 古福康雅	むるやりゆういち 室家隆一	きむらまきえ 木村槇江	いわいしひでかず 岩石秀一
共通委員				ばんだいのぶお 萬代宣雄	[いずも農協代表理事組合長]	
				えだこだか 江田小鷹	[出雲商工会議所会頭]	
				みよしきよふみ 三好清文	[平田商工会議所会頭]	
				いまおかにざえ 今岡仁左恵	[佐田町商工会会長(4町代表)]	

会長、 副会長

### 出雲地区合併協議会小委員会委員名簿

		総務・企画 小委員会	福祉・教育 小委員会	産業・建設 小委員会
出雲市	議会委員	寺田 昌弘	寺田 昌弘	三上 辰男
	学識委員	西田 郁郎	増原 久子	福田 康伴
平田市	議会委員	常松 吉幸	日野 恵行	日野 恵行
	学識委員	原田 清造	熊谷美和子	飯塚 俊之
佐田町	議会委員	深井 徹郎	渡部 勝	深井 徹郎
	学識委員	三島多喜子	飯塚 勉	渡部 良治
多伎町	議会委員	坂根 守	坂根 守	柳樂 和利
	学識委員	石飛 正	石飛工ミ子	石飛 赳
湖陵町	議会委員	立花 祺也	小村 宏行	立花 祺也
	学識委員	柳樂 和夫	今岡 純子	三原 伸治
大社町	議会委員	古福 康雅	古福 康雅	佐貫 吉孝
	学識委員	岩石 秀一	木村 槇江	室家 隆一
共通委員		江田 小鷹	萬代 宣雄	三好 清文
		今岡仁左恵		

委員長、 副委員長

顧 問	たじまよしすけ 田嶋義介	[ 島根県立大学総合政策学部教授 ]
	よしはらひろつく 吉原弘次	[ 島根県出雲総務事務所長 ]

監査委員	かつべいちろう 勝部一郎	[ 出雲市監査委員 ]
	たたのこうぞう 多々納幸造	[ 大社町監査委員 ]

### 出雲地区合併協議会幹事会名簿

所 属	助 役
出雲市	野津邦男
平田市	加田幹男
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	山根貞守
大社町	藤原博志

幹事長、 副幹事長

### 各市町合併担当部課長等名簿

所 属	氏 名	職 名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
	児玉進一	出雲市総務部次長
	山田俊司	出雲市総務部合併推進課長
平田市	荒木 隆	平田市総務部長
	松田隆昭	平田市総務部総務課長
	川瀬 新	平田市総務部総務課 課長補佐
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
	佐貫 守	佐田町合併対策室 課長補佐
多伎町	石飛正登	多伎町理事
	森脇悦朗	多伎町総務課長
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

### 出雲地区合併協議会事務局職員名簿

役 職	氏 名	所属市町等	備 考
事務局長	妹尾克彦	出雲市	総括
参 与	太田 均	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長 兼 計画班長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班（新市建設計画、財政計画関係）担当
事務局次長	石田 武	大社町	調整1班・2班・3班担当
総務班長	三浦俊明	多伎町	庶務・広報、会議運営
調整1班長	今岡範夫	湖陵町	総務・企画、財政、議会、消防関係
調整2班長	山本 積	佐田町	住民・福祉、教育・文化関係
調整3班長	糸賀敬吉	出雲市	産業、建設・上下水道関係
総務班員	長廻修一	出雲市	
計画班員	妹尾淳也	出雲市	
	松浦健一郎	大社町	
調整1班員	林 辰昭	出雲市	
調整2班員	原 康正	平田市	
調整3班員	金築教治	平田市	

## 第 9 回出雲地区合併協議会会議次第

日時：平成 16 年 7 月 26 日（月）午後 1 時 30 分～

場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名について

### 4 議 事

#### ( 1 ) 報告事項

報告第 27 号 総務・企画小委員会報告について

報告第 28 号 福祉・教育小委員会報告について

報告第 29 号 産業・建設小委員会報告について

#### ( 2 ) 議案事項

議案第 43 号 財産及び債務の取扱いについて【継続協議】

議案第 69 号 地域自治区の設置について

( 協議第 29 号 総務・企画小委員会付託 )

議案第 70 号 組織及び機構の取扱いについて

( 協議第 30 号 総務・企画小委員会付託 )

議案第 71 号 地方税の取扱い（その 2）について

( 協議第 31 号 総務・企画小委員会付託 )

議案第 72 号 各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の取扱い  
について ( 協議第 32 号 総務・企画小委員会付託 )

議案第 73 号 各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いについて  
（協議第 33 号 福祉・教育小委員会付託）

議案第 74 号 新市建設計画（中間とりまとめ）について  
（協議第 34 号 総務・企画、福祉・教育及び産業・建設小委員会付託）

5 今後のスケジュールについて

6 その他

7 閉 会

次回小委員会

総務・企画：平成 16 年 8 月 6 日（金）16:00～18:00 出雲交流会館多目的室

次回協議会

第 10 回：平成 16 年 8 月 20 日（金）14:00～17:00 ラピタウェディングパレス

第9回出雲地区合併協議会会議録署名委員

	議会委員	学識経験委員
第9回	佐田町	多伎町
氏名		





**報告第 27 号**

総務・企画小委員会について、次のとおり報告する。

平成 16 年 7 月 26 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

総務・企画小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 8 回及び第 9 回総務・企画小委員会を開催したので、報告する。

## 第8回 総務・企画小委員会開催内容

1. 日時：平成16年7月15日（木）13:00～15:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
  - (1) 協議第18号 一般職の職員の身分の取扱い(その1)について
    - \* 幹事長から調整方針に至った経緯や今後どう調整していくかなどの説明を受け、質疑を行った。
    - \* 前回までの小委員会の議論の内容をまとめて、幹事に対して質疑を行ったが、議論に進展は見られなかったため、次回に調整方針について審議することで継続協議となった。
  - (2) 協議第20号 消防、救急の取扱いについて
    - \* 幹事長から斐川町との協議状況についての説明を受け、質疑を行った。
    - \* 前回までの小委員会の議論の内容をまとめて、幹事に対して質疑を行ったが、議論に進展は見られなかったため、次回に調整方針について審議することで継続協議となった。
  - (3) 以下の協議項目については、協議第18号「一般職の職員の身分の取扱い(その1)」及び協議第20号「消防、救急の取扱い」の協議に時間を要し、小委員会の予定時間内に審議が出来なかったため、継続協議とした。
    - \* 協議第29号 地域自治区の設置について
    - \* 協議第30号 組織及び機構の取扱いについて
    - \* 協議第31号 地方税の取扱い(その2)について
    - \* 協議第32号 各種事務事業(地域コミュニティ・行政連絡員関係)の取扱いについて
    - \* 協議第34号 新市建設計画について

## 第9回 総務・企画小委員会開催内容

1. 日時：平成16年7月23日（金）9:00～12:10
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
  - (1) 協議第18号 一般職の職員の身分の取扱い（その1）について
    - \* 前回の幹事の説明を踏まえて、引き続き給与制度のあり方について協議した。
    - \* 能力に応じた給料、勤務評定の導入、ラスパイレス指数は100を越えないようになどの意見が出たが、次回に組織図の提出を求め、新市の職階等を含め検討することとし、継続協議とした。
  - (2) 協議第20号 消防、救急の取扱いについて
    - \* 先般の市長・町長会での斐川町との協議経過の報告を受け、再度協議を行った。
    - \* 報告の内容から、「斐川町の姿勢の問題では」「受委託に馴染むのか」などの意見が出たが、今後の斐川町との協議状況を踏まえて審議することとし、継続協議とした。
  - (3) 協議第29号 地域自治区の設置について
    - \* 事務局から調整方針について説明を受け、地域協議会と支所との関係や協議会長の権限などの質疑を行い、協議した結果、原案のとおりで良い旨を確認した。
  - (4) 協議第30号 組織及び機構の取扱いについて
    - \* 事務局から調整方針について説明を受け、教育協議会の構成や支所における防災センターとしての拠点機能の内容などについて質疑を行い、協議した結果、原案のとおりで良い旨を確認した。
  - (5) 協議第31号 地方税の取扱い（その2）について
    - \* 事務局から調整方針について説明を受け、協議した結果、原案のとおりで良い旨を確認した。

( 6 ) 協議第 32 号 各種事務事業 ( 地域コミュニティ・行政連絡員関係 ) の取扱いについて

\* 事務局から調整方針について説明を受け、協議した結果、原案のとおりで良い旨を確認した。

( 7 ) 協議第 34 号 新市建設計画について

事務局から今後のスケジュールや他の小委員会の協議状況等の報告を受けた後、各委員から次のような意見が出された。

\* 2 市 5 町の計画で目標とされた「山陰の中核拠点都市」の位置付けが今回盛り込まれず、「世界を結ぶご縁都市出雲」が将来像となっているが、いきなり世界を相手とすることについては無理があるのではないか。まず、山陰の中の出雲市をうたった上で、世界に向けた取り組みを表現してはどうか。

\* 重点プロジェクトの「世界にひらく交流拠点整備事業」の中で、空港整備が記載されているが、出雲空港という固有名詞と利用促進等の表現が必要ではないか。

\* 県事業の推進も含め、新市になって、この計画が確実に実行されるようお願いする。

これらの意見について、事務局から、新市の将来像や主要施策と重点プロジェクトの位置づけの説明を受けるとともに可能な箇所については修正を行うことで、次の合併協議会に中間取りまとめとして提出する旨を確認した。

**報告第 28 号**

福祉・教育小委員会について、次のとおり報告する。

平成 16 年 7 月 26 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

福祉・教育小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 5 回福祉・教育小委員会を開催したので、報告する。

## 第5回 福祉・教育小委員会開催内容

1. 日時：平成16年7月15日（木）15:00～17:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：

### （1）協議第33号 各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いについて

\* 新市におけるボランティアの推進について、行政の総合ボランティアセンターと社会福祉協議会のボランティアセンターの相互が協働して事業を進めていくことが必要であり、今後連携していく方向で検討されるよう意見があった。

また、図書館の開館時間について、子供が利用しやすい時間帯への配慮（午後8時までの開館）や季節的な時間帯の変更などの検討が必要であるとの意見があった。

このような意見については、今後新市で検討されていく中で十分配慮するよう要望し、本協議案は原案のとおりでよい旨を確認した。

### （2）協議第34号 新市建設計画について

\* 公共交通システムについては、電車、バス等の公共交通機関の整備だけでなく、例えば、本年度、法改正により可能となったNPO等ボランティア団体による有償運送など、高齢者や障害者が安心して移動できるきめ細やかな交通システムの整備を計画の中に表現してもらいたいとの意見があった。

\* 高度情報化社会の実現はよいが、同社会に取り残されそうな高齢者等への対応も必要ではないかとの意見があった。

\* 新市建設計画については、各般にわたりよく整理され、取りまとめられているが、この計画を新市で具体的に肉付けして確実に実行することができるか、他の計画では予算がなく進まないものもあり、執行が懸念されるとの意見が出された。

事務局からは、新市建設計画に登載された事業で既に着手しているものもあることや出雲の国づくり大綱での宣言、地域協議会での監視など、新市において計画を尊重するとともに実効性のあるものにする旨の説明があった。

当委員会としては、事務局の説明を了として、さらに、全会一致で、この新市建設計画が新市において早期に確実に実現されるよう強く要望する旨の意見を付して確認した。





**報告第 29 号**

産業・建設小委員会について、次のとおり報告する。

平成 16 年 7 月 26 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

産業・建設小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 8 回産業・建設小委員会を開催したので、報告する。

## 第8回 産業・建設小委員会開催内容

1. 日時：平成16年7月16日（金）10:00～11:40
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：新市建設計画について

新市建設計画については、事務局から今後のスケジュールや他の小委員会の協議状況等の報告並びに重点プロジェクト及び当委員会に関連する主要施策について説明を受けた後、各委員から次のような意見が出された。

### （1）出雲の國づくり大綱について

\* 「地域特性が光るまちづくり」はよく表現されているが、強調されすぎて、「住民が主役のまちづくり」、「地方分権時代に対応するまちづくり」が伝わってこない。それぞれの地域の個性は大事だが、新市全体がどんな個性を持ち、どのように輝くか表現が物足りない。

### （2）将来像について

\* 将来像「世界を結ぶご縁都市」の説明が最後の都市創造方針で出てくる。もう少し体系の前段で出てきてもよいのではないか。住民が見たときに新市全体のイメージが理解されるような表現が必要である。

### （3）建設計画の表現について（全般）

\* 住民説明会に際しては、地域特性だけでなく、出雲全体の魅力を説明する必要があり、住む人や訪れる人が引き込まれるような文章表現が望ましい。

\* 現実的には、斐川町の離脱や議員選挙区等の経過からわかるように、周辺部には不安もあり、基本として、地域特性に配慮されているこの表現でいいのではないか。あまりいいことばかり言っても住民反発も予想される。

\* 地域をおざなりにするのではなく、共有する財産（神話等）を盛り込むことで住民理解は得られると思う。全体の夢を言わないと合併する意味がない。

### （4）人を結び地域を結ぶ交流拠点都市について

\* 世界交流となると空港、港湾等、新市の玄関口が非常に重要となる。併せて県

東部、奥出雲等広域的な活用を図るためにも広域交通網の整備が重要である。

\* 出雲空港については、単なる国際化を目指すのではなく、上海便の位置づけ等もう少し具体的な表現が必要である。

( 5 ) 歴史文化が織りなす観光神話都市について

\* それぞれの地域が知恵を出して、一体として経済効果が上がるような表現が必要である。(例、出雲大社 + 温泉、宿泊施設 + 食文化 + 農業・自然体験等)

\* 「観光回遊」は良い表現であり、この圏域が持つ高いポテンシャルを情報発信して欲しい。

各委員から出された意見について、事務局からは可能な箇所については、修正を行い、次回の合併協議会において中間とりまとめとして確認する旨の説明を受けた。



**議案第 43 号**

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 7 月 26 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

**財産及び債務の取扱いについて【継続協議】**

合併協定項目 7 . 財産及び債務の取扱いについては、次のとおりとする。

2 市 4 町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。



**議案第 69 号**

地域自治区の設置について、次のとおり提案する。

平成 16 年 7 月 26 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

地域自治区の設置について

(協議第 29 号 総務・企画小委員会付託)

合併協定項目 17 . 地域自治区の設置については、次のとおりとする。

- 1 新市建設計画「出雲の國づくり大綱」の趣旨に則り、新市において、地域住民の意見を反映させ、住民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めるため、2市4町の区域ごとに、地方自治法第 202 条の 4 の規定に基づく地域自治区を設置する。
- 2 地域自治区の設置に関し必要な事項を別紙のとおり定める。

## 地域自治区の設置について

## 1 地域自治区

- (1) 地域住民の意見を行政に反映させ、かつ行政と住民との連携の強化を図るため、地方自治法第202条の4の規定に基づき、旧市町の区域ごとに地域自治区を設ける。
- (2) 地域自治区の名称は、出雲地域自治区・平田地域自治区・佐田地域自治区・多伎地域自治区・湖陵地域自治区・大社地域自治区とする。
- (3) 地域自治区の事務所は、支所とする。(旧出雲市は、本庁舎)
- (4) 支所は、地域協議会と連携して、地域まちづくり計画の策定や地域振興まちづくり予算の主体的な執行を行う。
- (5) 合併時における区域内の効果的な事務処理や地域の意見に配慮した施策を執行するため、支所長(事務所の長)は、理事職の事務吏員をもって充てる。
- (6) 地域自治区は、必要に応じ、制度を評価して見直しを図るものとする。

## 2 地域協議会

- (1) 地域自治区に、地域協議会を置く。
- (2) 地域協議会の名称は、出雲地域協議会・平田地域協議会・佐田地域協議会・多伎地域協議会・湖陵地域協議会・大社地域協議会とする。
- (3) 地域協議会の構成員は、各地域自治区内に住所を有する者のうちから、市長が選任する。
- (4) 地域協議会の構成員は、20人程度とする。
- (5) 地域協議会の権限

次に掲げる事項で、市長(その他の市の機関を含む。以下同じ。)により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長に意見を述べる。

ア 支所が所掌する事務や市が処理する地域自治区の区域に係る事務

【具体例】



- ・地域福祉（学童保育、福祉ボランティア活動支援等）
- ・地域内の環境保全（リサイクル、清掃等）
- ・地域内道路・施設の管理
- ・地域防災、地域防火、地域防犯など
- ・住民に身近な事務所としての窓口業務（戸籍、住民基本台帳等）
- ・区域内の地域振興まちづくり予算の執行

イ 地域内住民との連携の強化に関する事項

【具体例】

- ・地域まちづくり計画作成に当たっての住民参加
- ・地域内の基礎的自治組織その他各種関係団体との連携・協働

市長は、条例で定める市の施策に関する重要事項（当該区域に係るもの）を決定し、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

【具体例】

- ・区域内の公の施設の設置及び廃止
- ・区域内の公の施設の管理のあり方
- ・市が策定する基本構想等（新市建設計画を含む。）のうち、その区域に係る重要事項

市長は、地域協議会の意見を勧告し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。



## 議案第 70 号

組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 7 月 26 日

出雲地区合併協議会  
会長 西尾理弘

### 組織及び機構の取扱いについて

(協議第 30 号 総務・企画小委員会付託)

合併協定項目 13 . 組織及び機構の取扱いについては、次のとおりとする。

新市における組織及び機構の取扱いについては、「新市における組織・機構の基本方針」に基づき構築する。

#### 《新市における組織・機構の基本方針》

##### 1 総括方針

- (1) 行財政改革を積極的に実施できる組織、機構
- (2) 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織、機構
- (3) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織、機構
- (4) 市民の声を適正に反映することができる組織、機構
- (5) 合併による財政効果を発揮できる、簡素で効率的な組織、機構
- (6) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織、機構
- (7) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織、機構
- (8) 地方分権に柔軟に対応できる組織、機構
- (9) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織、機構

##### 2 段階的整備方針

組織、機構の整備にあたっては、住民サービスを低下させず、事務事業の混乱、停滞を回避するため、次のとおり段階的に整備する。

- (1) 合併当初においては、管理機能を集約しつつ、従前の組織、機構をある程度活用する暫定的な組織、機構とし、事務事業調整等の進捗に応じ逐次統合を行う。また、教育文化行政組織については、合

併当初においては、各市町の現在の取り組みに鑑み、市長部局、教育行政部局に適宜組み込んだ組織体制とするが、3年以内を目途に統一的な組織体制を構築することとする。

- (2) 合併後、概ね3年を経過した時点において、行政改革方針及び定員適正化計画に沿った適正な職員配置等により効率的な行政組織を構築する。
- (3) 合併10年経過後の支所においては、基本的な機能は残しつつ、地域自治区における取り組みの状況を踏まえ、行政業務の更なる効率化を図る。

### 3 個別整備方針

- (1) 新市の組織は本庁と支所とし、合併後は2市4町の既存庁舎を有効活用する。
- (2) 出雲市役所を本庁とし、平田市役所、佐田町役場、多伎町役場、湖陵町役場及び大社町役場については支所とする。
- (3) 本庁は、市全体に係る政策の推進、総合的な調整事務、管理事務、市全体として取り組む対外的な業務、各種行政委員会等及び議会の事務を所掌する。
- (4) 支所は、窓口業務（住民登録、税務、年金など）及び住民生活に密着した業務（福祉サービス、公民館等の運営、生活道路・下水道修繕など）を所掌するとともに、地域防災の拠点とする。また、合併前の市町の区域を所管区域とし、新市が推進する21世紀出雲の國づくり計画の地域別整備方針及び地域ごとに策定する地域まちづくり計画に沿って、本庁及び地域協議会と一体となって所管区域の地域振興策を調整し、その実現を図る。

なお、旧出雲市の区域については、本庁に支所としての機能を確保する。

## 教育行政組織の考え方について

### \*生涯学習・生涯スポーツ・文化振興等の所管について

各市町での取組み状況、新市での効率的な行政運営、国の教育委員会制度の検討状況を勘案し、将来を見据えた柔軟で創造的な組織体制、事業を、3年を目途に構築するべく現時点では整理する。

#### 市長部局で所管するもの

- ・地域振興としての文化振興
- ・地域振興としてのスポーツ振興
- ・地域振興としての文化財の活用

#### 教育委員会部局で所管するもの

- ・学校教育と連携した社会教育
- ・文化財の調査

### \*教育協議会(仮称)の設置

- ・各分野のそれぞれ専門の委員で構成された教育協議会(仮称)を設置して、新市の教育委員と様々な立場から意見交換、協議を行い、教育行政について連携・協力を図る。

## 支所の機能の考え方について

### 支所のあり方について

- ・合併による行政コストの縮減、組織のスリム化の観点から、職員、住民の意識改革を踏まえた創造的分権型行政の構築を踏まえた支所を目指す。
- ・主体性をもった支所の運営にあたっては支所長をあて、理事職に補する。

### 地域防災センターとしての拠点機能

- ・防災に際し、住民に一番身近な初期体制が必要との視点から支所に地域防災センターとしての拠点機能を確保する。

### 地域振興まちづくり予算の執行

地域協議会との連携を図り、地域の特色を発揮させるため、地域振興・地域協働・地域コミュニティの予算を、支所長が地域協議会の意見を聴き、主体的に執行する。



**議案第 71 号**

地方税の取扱い（その 2）について、次のとおり提案する。

平成 16 年 7 月 26 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

地方税の取扱い（その 2）について

（協議第 31 号 総務・企画小委員会付託）

合併協定項目 18 . 地方税の取扱い（その 2）については、次のとおりとする。

1 固定資産税の税率

固定資産税の税率は、1.5%を採用する。ただし、合併特例法第 10 条の規定を適用し、出雲市及び平田市は、平成 17 年度から 1.5%に統一し、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町は、平成 17 年度から 3 年度間は現行のとおり 1.4%、4 年度目から 1.5%に統一する。

2 固定資産税の不均一課税

固定資産税の不均一課税は、鉄道軌道整備法、半島振興法、国際観光ホテル整備法の規定により、現行の基準を継続する。

3 固定資産税の課税免除

固定資産税の課税免除は、現行の基準を継続する。





## 議案第 72 号

各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 7 月 26 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の取扱いについて  
（協議第 32 号 総務・企画小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

### 1 地域コミュニティ支援

地域コミュニティ支援については、住民の自主的な活動の活性化を図るため、新市においても引き続き支援を行う。ただし、各種助成制度については、次のとおり調整を図る。

#### （ 1 ）コミュニティ活動助成

自治会、町内会及び湖陵町の区に対して行っている運営費助成は、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 18 年度から事業及び活動助成制度を創設し移行する。

#### （ 2 ）集会所建設費補助・防犯灯設置補助・ふるさと広場設置助成

出雲市の制度を新市に引き継ぐ。ただし、具体的な要件については、有効活用が図られるよう、新市において調整する。

### 2 行政連絡員制度

行政連絡員制度については、各市町の現行制度を新市に引き継ぎ、新市において統一に向け検討する。



**議案第 73 号**

各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 7 月 26 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いについて

（協議第 33 号 福祉・教育小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 成人式

新市の新成人全てを対象に一堂に会した成人式を 1 月に開催する。

2 社会教育関係団体等への補助金

（ 1 ）青少年健全育成市民会議補助金

次代を担う青少年の健全育成のために、現在ある市・町民団体を統一することとし、補助金については、新市において新たに制度化する。

（ 2 ）各種団体への補助（青年団体、女性団体、成人団体等）

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな補助基準を設け調整する。

3 公民館・コミュニティセンター

（ 1 ）施設

公民館・コミュニティセンター（以下「公民館等」という。）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、佐田町中央公民館は文化施設として活用する。

## (2) 運営

公民館等が行っている業務は、地域住民の暮らしや活動に密接し、多様な利用がされていることから、現状のとおり維持・継続していく。

公民館等のあり方や統廃合等の問題については、新市に移行後、専門の諮問機関を設置し、住民（代表）の意見を聞きながら検討する。

合併時から新たな制度が創設されるまでの維持管理については、次のとおりとする。

管理・維持に関する地元負担金は徴収しない。

住民利用について、施設の使用料及び冷暖房費は、徴収しない。

営利を目的とする行為（団体）には使用させない。

ただし、ホールを有し、現在有料の施設は、使用料条例を制定し、貸し出すものとする。

## (3) 生涯学習事業

公民館等における生涯学習事業については、事業実施のための補助を行い、充実を図る。ただし、現在直営で行っている公民館については、合併後当分の間は直接執行する。

### 4 生涯学習関連施設

現行のとおり新市に引き継ぐ。

### 5 生涯学習関連施設使用料

現行のとおり新市に引き継ぐ。

### 6 ボランティア推進事業

現行のとおり新市に引き継ぐ。

ボランティアの推進については、現在の出雲市総合ボランティアセンターを新市の拠点施設とし、公民館等で活動しているボランティアとの連携を図りつつ調整する。

## 7 図書館

### (1) 図書館事業

現行のとおり新市に引き継ぎ、1つの図書館に中央館的機能を持たせながら、各館のネットワーク化を図る。

また、現在の公民館内に設置されている2施設については、地域住民サービスの向上の面から図書館としての機能の拡充を図るよう新市において検討する。

( 2 ) 運営形態

運営形態は異なっているが、現行のとおり新市に引き継ぎ、住民に対してより良いサービスが提供できるよう新市において調整する。

( 3 ) 開館時間

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において合併後 3 年を目途に以下のとおり統一する方向で調整する。

平日 : 10 時 ~ 19 時

土曜・日曜・祝日 : 10 時 ~ 18 時

ただし、公民館内に設置されている 2 施設については、その施設の都合を考慮する。

( 4 ) 休館日

現行のとおり新市に引き継ぐ。

( 5 ) 図書館協議会

各館に図書館協議会を設け、地域利用者の幅広い意見を聞く機会を設ける。



**議案第 74 号**

新市建設計画（中間とりまとめ）について、次のとおり提案する。

平成 16 年 7 月 26 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

新市建設計画（中間とりまとめ）について

（協議第 34 号 総務・企画、福祉・教育及び産業・建設小委員会付託）

合併協定項目 25 . 新市建設計画（中間とりまとめ）について、別添  
のとおり提案する。